

とちぎ広域消防事務組合告示第7号

とちぎ広域消防事務組合条件付一般競争入札実施要綱（平成30年2月28日制定。）第3条第3項に規定する事後審査型一般競争入札を行うので、とちぎ広域消防事務組合契約規則（平成28年規則第18号）により準用する帯広市契約規則（昭和39年帯広市規則第22号）第7条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成30年6月6日

とちぎ広域消防事務組合長 米 沢 則 寿

1 入札に付する工事

陸別消防庁舎ボイラー改修工事

2 参加資格要件

(1) 共通事項

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 陸別町入札参加資格者名簿の工事に登録されていること。
なお、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争入札参加資格に係る該当工種等の再認定を受けていること。
- ウ 陸別町入札参加資格者に係る指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- エ 会社更生法による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（上記イに掲げる再認定を受けた者を除く。）等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- オ とちぎ広域消防事務組合運営に関する条例（平成27年条例第1号）により準用する帯広市暴力団排除条例（平成25年帯広市条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者には該当しないこと。
- カ 次に掲げる基準を満たす建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。
 - (ア) 対象工事に定める技術者の条件を満たすこと。
 - (イ) 監理技術者を配置する場合にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - (ウ) 申請者と3か月以上の雇用関係があること。
- キ 対象工事に示す当該工事に係る設計業務等の受託者（受託者が共同企業体の場合は、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受託者」という。）でないこと。
- ク 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。
- ケ 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- コ 適正な入札が阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
 - (ア) 資本関係
 - a 親会社と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(2) 単体で入札に参加する場合

上記(1)共通事項に掲げる条件その他対象工事の別表に定める参加資格要件を満たしていなければならない。

(3) 特定建設工事共同企業体で入札に参加する場合

構成員のすべてが上記(1)共通事項に掲げる条件及び対象工事の別表に定める参加資格要件を満たし、かつ、次に掲げる共同企業体の結成条件を満たしていなければならない。

なお、構成員は、2以上の共同企業体の構成員として同一の入札に参加することはできない。

ア 構成員の数がそれぞれの工事に定める数であること。

イ 各構成員の出資の割合が均等割の10分の6以上であること。

ウ 共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。

エ 共同企業体の代表者の出資の割合が他の構成員の出資の割合を下回らないこと。

3 入札参加意思の確認

(1) 提出書類

入札参加意思表明書(とちち広域消防事務組合条件付一般競争入札実施要綱(以下「実施要綱」という。)様式1)

(2) 提出方法

ア 持参、郵送又はファクシミリによる。

イ 提出期間

公告の日から入札日の8日前(8日前が土曜日、日曜日及び休日の場合は、前開庁日)までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

ウ 提出場所

〒089-4316 足寄郡陸別町字陸別原野分線8-55

とちち広域消防事務組合陸別消防署 警防課 警防係

(3) 確認結果

入札参加意思確認の通知については、平成30年6月15日までに通知する。

(4) その他

入札参加意思表明書を提出後、本公告で示す契約担当所属が入札書を受理するまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、その旨を文書または口頭により契約担当所属に連絡するものとする。

4 入札参加資格の申請

(1) 申請書類

ア 事後審査型一般競争入札参加資格審査申請書(実施要綱様式2又は様式3)

イ その他必要とする書類

対象工事の別表で確認の上、提出のこと(実施要綱様式4から様式7まで)。

ただし、実施要綱様式6及び様式7については、入札後、最低価格入札者（最低制限価格制度により失格となった者を除く。）のみ提出するものとする。

なお、申請書類は、契約担当所属において公告の日から配付するほか、組合のホームページからもダウンロードすることができる。

(2) 提出方法

ア 次の書類については、入札時に提出すること。

(ア) 事後審査型一般競争入札参加資格審査申請書（実施要綱様式2又は様式3）

(イ) 資本関係・人的関係調書（実施要綱様式4）

(ウ) 特定建設工事（委託業務）共同企業体協定書（実施要綱様式5）

イ 次の書類については、入札後、最低価格入札者のみ、入札日の15時まで持参又はファクシミリにより提出すること。

(ア) 配置予定技術者経歴書（実施要綱様式6）

(イ) 同種又は類似工事施工（委託業務履行）実績書（実施要綱様式7）

ウ 提出場所

3(2)ウに同じ。

5 入札参加資格の審査

(1) 審査方法

ア 組合長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者に対して入札参加資格の有無を審査し、入札参加資格がある場合は、当該最低価格入札者を落札者とし、その結果を平成30年6月25日に書面（実施要綱様式10）により通知する。入札参加資格がないと認めた場合は、次順位入札者から順次審査を行い、落札者が決定するまで繰り返すものとする。

ただし、最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を失格とする。また、低入札価格調査制度を適用する場合において、最低価格入札者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。なお、失格判断基準を下回る入札を行った者については落札者とせず、失格の扱いとする。

イ 組合長は、入札参加資格の有無を審査した場合において、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を記載した文書（実施要綱様式11）により当該申請者に通知する。

(2) 入札参加資格がないと認めた者への理由の説明

ア 入札参加資格がないと通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。この場合、平成30年6月28日までに組合長（提出先 契約担当所属）に対し書面により提出するものとし、持参以外（郵送、ファクシミリ等）による提出は受け付けない。

イ 前記の説明を求めた者に対し、平成30年7月3日までに書面（実施要綱様式12）により回答する。

6 入札説明書の交付

(1) 期間

公告の日から入札日の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、9時00分から17時00分

まで。

(2) 場所

3 (2) ウに同じ。

なお、組合のホームページからもダウンロードすることができる。

7 設計図書の閲覧、貸出

(1) 期間

公告の日から入札日の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

(2) 場所

3 (2) ウに同じ。

(3) 方法

上記(2)の場所において閲覧に供するほか、図書の貸し出しに対応する。

なお、組合のホームページからもダウンロードすることができる。

8 設計図書に対する質問

(1) 提出方法

書面（実施要綱様式8）により持参、郵送又はファクシミリにより提出を受け付ける。

(2) 提出先及び期限

契約担当所属へ入札日の5日前（5日前が土曜日、日曜日及び休日の場合は、前開庁日）までに提出すること。

(3) 質問への回答

質問者に対しては、書面（実施要綱様式9）によりファクシミリ等で回答する。なお、質問に対する回答書は、入札日の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで、3 (2) ウの場所において閲覧に供するほか、ホームページに掲載する。

9 入札及び開札の日時、場所

(1) 入札の日時及び場所

平成30年6月22日（金）10時30分

足寄郡陸別町字陸別原野分線8-55

とかち広域消防事務組合陸別消防署 2階会議室

(2) 開札

入札終了後直ちに(1)の場所にて行う。

(3) 入札書の提出方法

入札書を持参して提出すること（郵送による入札は認めない。）。

(4) 入札書以外の書類の提出方法

公告の別表で指定する書類については、入札時に持参して提出すること（郵便による提出は認めない）。また、代理人が入札に参加する場合は委任状の提出も必要。

10 予定価格

事前公表はしない。

11 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

納付

(3) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又はその他必要な書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

それぞれの工事で定める。

(5) 本公告に記載のない事項等詳細は、対象工事の別表及び入札説明書による。

12 契約担当所属

とちぎ広域消防事務組合陸別消防署 警防課 警防係

〒089-4316 足寄郡陸別町字陸別原野分線 8-55

電話番号 0156-27-2524

F A X 0156-27-2438

別表（とちぎ広域消防事務組合告示第7号）

1	工事番号		1 番
2	工事概要	工事名	陸別消防庁舎ボイラー改修工事
		工事場所	足寄郡陸別町字陸別原野分線8-55 陸別消防庁舎
		工事内容	給油設備改修工事 暖房設備改修工事 給湯設備改修工事 不凍液入替工事
		工期	契約締結日の翌日（翌日が土曜日、日曜日及び休日の場合は、翌開庁日）から平成30年10月31日まで
3	発注方式		単体施工
4	参加資格要件	名簿登録	陸別町入札参加資格者名簿の工事に登録がある者
		所在地	十勝管内に本店を有する者であること
		施工実績	過去15年以内に陸別町が発注した工事のうち、同等の工事等の受注実績があること
		許可工種	管工事の建設業許可を有し、適正な配置技術者を配置できること
		当該工事に係る設計業務等の受託者	なし
5	入札参加意思の確認	入札参加意思表明書	事前に提出が必要
6	入札参加資格申請のその他必要書類	資本関係・人的関係調書	提出が必要（入札時に提出すること）
		配置予定技術者経歴書	提出を要しない
		同種又は類似工事施工実績書	提出が必要（入札後、最低価格入札者のみ）
7	入札書以外の指定書類	工事費内訳書	提出が必要（入札時に提出すること）

8	落札者の決定方法		<p><最低制限価格></p> <p>当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けるものとする。この場合、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。</p>
9	契約締結に関する事項	契約締結期限	<p>落札決定の通知を受けた日から7日後（7日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）まで。</p> <p>期限までに契約を締結しないときは、落札を取り消す。</p>
		契約保証金	<p>納付</p> <p>（ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。）</p>
10	前払金及び部分払	前払金	<p>契約金額が250万円以上の工事については、請求により契約金額の4/10以内において前金払をする。</p>
		中間前払金	<p>契約金額が250万円以上の工事で、組合が定める要件を満たす場合には、請求により契約金額の2/10以内において前払いすることができる。ただし、部分払との併用はできない。</p>
		部分払	<p>契約金額が1,000万円以上の工事については、出来形部分の工事金額が500万円を超えるごとに部分検査を行い、その9/10以内に相当する金額の部分払いをすることができる。ただし、部分払いは2回を限度とする。</p>
11	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に規定する対象工事	対象工事でない	
12	注意事項		<p>(1) 公告本文及び入札説明書を参照のこと。</p> <p>(2) 設計図書は、組合ホームページ上からダウンロードできます。</p>
13	施工担当所属		とちろ広域消防事務組合 陸別消防署 消防係